



いのちと健康

〒456-0006 名古屋市熱田区沢下町9-3 労働会館

本館306号

TEL・FAX 052-883-6966

mail ZAP03421@nifty.ne.jp

URL <http://member.nifty.ne.jp/aichihatarakumono/>

Health and Safety
2002年セミナー

西日本セミナー

200名を超える参加

6月8日(土)～9日(日)、滋賀県大津市で、いのちと健康西日本セミナーが開催されました。東は千葉、西は福岡の地域から、200名を超える参加がありました。辻村全国センター理事長が開会挨拶、記念講演、特別報告、7つの講座が持たれ、いのちと健康を守る運動の前進、構築に向けて熱心な討論・学習が行われました。全体会では、勝利の報告、支援の訴えなどがありました。愛知からは、名水労4名、伊豆原、宮崎、今枝、鈴木など総計20名が参加しました。

記念講演

人間らしく働き生きること

－スウェーデンでの生活を通じての検討－

滋賀医科大学予防医学講座助教授 埴田 和史

■問題意識

私が働く人の健康問題に接する中で抱き続けている疑問は以下(1)(2)の二点です。スウェーデン社会との比較も行いながら、日本の「人間らしい生活」のあり方について考えて見たいと思います。

(1)働くことは死ぬほど大切なことなのか

「過労死」事例に関わっていつも直面する「奴隷でもない、判断力のある労働者がなぜ死に向かったの歩みを止めることができなかったのか」という問題意識です。ある人は「会社のために」、ある人は「職を失わないため」、ある人は「家族のため」、ある人は「教え子のため」に死に至る階段を上り詰めて行ったのです。なぜ会社のために死ぬほど働くのか？ なぜその歩みを踏み止める「力」が作用しなかったのでしょうか？という疑問を感じます。

(2) どうして健康に生きる権利を主張しきれないのか

職業性腰痛や頸肩腕障害など過労による筋骨系疾患が多発し、対策が遅れている職種としては、福祉、医療、教育職があります。

私は、こうした領域の労働が持つ特性を、「人が、人に直接働きかける労働（生活）であり、労働（活動）の基本的な内容は、対象となる人の人権に関わる行為である。具体的には、生命・健康や教育・発達や生活の保障に関する労働（活動）」として認識し、職場における健康問題の改善に向けて研究実践してきました。これらの職種で健康問題に取り組む大きな壁に、自分の健康や生活を省みることなく、労働の対象となる「人」のために頑張ることが「良い」専門家の条件のように考える労働者の意識があります。

今の学校・教育の困難さの原因を、教員の努力不足や指導力の低下に転嫁しようとしている動きは、典型と言えます。教育労働者だけで考えてみると、教員のこうした健康観・生活感は教員自身の健康破壊に対しての取り組みを弱めるだけでなく、教育を通じて、子どもたちにそうした労働感を受け継がせることにもなり、その影響は極めて深刻です。

労働者自身が「滅私奉公」的労働感を許容している限り、健康問題の展望が見えません。福祉、医療、教育職に見られる「健康に生きる権利」を主張しきれない傾向は、職業的な宿命なのでしょうか疑問に感じます。

■日本人の健康観・生活感

日々の生活や健康が脅かされる危険性を早い段階で察知し行動できるかどうかは、その人の健康観や生活観によるところが大きいといえます。その人が所属する集団や社会の価値観が構成員の健康観や生活観に大きな影響を与えます。

国レベルで考えれば、学校や家庭での生活を通じて、子ども達に大人の健康観や生活観を“伝授”していくことになります。私たちが自分に適した健康観や生活観を身につけていれば、健康や生活を守る力となるはずです。

我が国の憲法では、第25条で、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を定め、第8条では、「憲法が国民に保障する基本的人権は不可侵の権利として現在及び将来にわたって国民に与える」とされています。こうした国民の権利が実践的に守られていれば、「過労死」が起こるとは思えません。憲法12条に、国民の権利は“国民の不断の努力”によって保持されるものであることが書かれています。健康に生きることは、我々の“不断の努力”抜きには実現しないのです。

■「後の祭りの健康観」

「健康とは失って初めて有難みがわかるもの」というのは、病気になった人の実感からでた言葉だと思われます。そして、日頃健康を考えることが少ない私たちの健康観を象徴した言葉です。この健康観を、私は「後の祭り健康観」と読んでいます。つまり、医者に病気と診断されるまで健康がわからないことになります。残念ながら我々の健康観は、この域を出ないことが多いと思います。

病気になったり死んだりしてから気づくような健康観では、とても“不断の努力”はできません。抽象的な健康の概念だけでは、毎日の生活の中に広がる不健康さに気付く力にはなりにくいのです。

■生活の総体として健康を見る

大牟羅良氏は、高度経済成長の波の中で物質的には豊になりながらも荒廃してゆく農民の生活を観察し、「病気というものは、その人の衣食住の在り方、労働、休息、睡眠、その他家庭内や近隣との人間関係など一切を含めた生活の総体の反映なのですから・・・逆に言えば、病気、それは生活自体の歪みがあることを示す」という病気の捉え方を示しています。

自分が自分の生活の歪みに気が付けば、医者に診断されるような病気になる前に対策がとれるわけですから予防的な考え方と言えます。ただ、「正常な生活」を根こそぎにされた観のある日本の現状では力を発揮しにくいのではと思われます。より高い水準で、正常な生活を設定することが必要となります。

■福祉先進国スウェーデンの生活を通じて学んだ健康観・生活感

私は、スウェーデンのヨーテボリ市で2000年8月から1年間、妻と、11歳の長女、8歳の息子、5歳の次女と一緒に暮らしてみました。子ども達は地元の小学校幼稚園に通学、日本では診療所の勤務医だった妻は専業主婦として、私は労働衛生の研究所で頸肩腕障害の研究をしていました。私がスウェーデンで学びたい（生活したい）と考えたのは二つの理由からです。

一つは、日本の職業関連性筋骨格系疾患の予防水準を高めたいと考えたこと。

二つ目には、ノーマライゼーションやバリアフリーの概念を生み出した北欧社会で生活して、北欧社会の人たちが持っている労働感や生活感を実感し、日本社会との違いを学びたいと考えたからです。

(1) 学校生活と子どもたち

- ・公立学校は全く無料（交通費、文房具品、給食を含む）
- ・教室の中は明るく清潔で、窓際には植物やカーテンで飾られている。
- ・スウェーデン語学級があり、15人ぐらいの生徒（出身国は様々）が学んでいる。（人口の12%を移民が占める）
- ・終業日には教室で各家庭が一品料理を持ち寄った昼食会が開かれ、親や子や先生が語り合う楽しい時間が持たれている。
- ・成績表の代わりに、1年間の勉強や行事の際の写真をまとめた手作り冊子が手渡される。
- ・家庭には里親制度があり、それぞれの友人の家庭で週末を過ごし、交流している。
- ・教育内容と労働条件の両面から、先生が時間的にも精神的にも子どもに目が行き届くように整備されている。（丁寧で、子どもを大切にしたい教育を可能にしている）
- ・子ども達を成績で脅かしたり競わせたりすることで教育しようとはしない。

人種や言葉や個性の違いがあっても人間が結びつき成長しあうことへの自信を、子ども達の体験を通じて強く感じることができました。長女は、スウェーデンの教育を受けて、「日本語が分からない子どもに日本語を教える先生になりたい」と将来を語るようになりました。

(2) 家族と過ごす休暇の意味

2月に「ウインタースポーツ日」という休みの週があり、友人の多くは家族連れでスキーに行くというので、一緒に一週間のスキーに行きました。

夜行バスで8時間、リレハンメル近郊のスキー場は、日本より人が少なく安心して滑ることができました。ホテルを含めてスキー場全体が健全で、スキー以外のレジャー施設はない。しかし、プールもあり毎食は豪華で、夜はディナーに雰囲気ですごすことができ飽きることなく過ごしました。

バスの車内二泊を含むと、七泊八日に及ぶスキー休日を家族で過ごすことは日本では考えられない経験でした。また、費用の総額も15万円程度で、日本では考えられない安さでした。お金だけでなく、家族全員が、ゆったりと楽しむことができる時間を持つことの幸せを実感できました。逆に日本人の生活は、同じ人生でありながら、毎日の仕事に追われ、家族とゆったりスキーを楽しんだりすることもなく、日本人の生活は、本当に「ソーン・損」だと思いました。みんなで夕食を食べているときに、「日本の生活から見ると夢のようだ」と話すと、「日本人は死ぬほど頑張っているのに、どうして家族と楽しむことができないのか？何を楽しんでいるのか？」と質問され、返事に窮しました。いろいろ日本人の生活について話をしていくと、最後に「日本人の人生は寒々しい人生だね」と言われました。

何のためにお金を稼いでいるのか。自分や家族のためであることは日本でもスウェーデンでも差はないのに、日本人の場合は、結局時間がないため、物を消費することに費やして収支を合わせるだけで終わってしまっているのではないのでしょうか。

日本人の生活から豊かさを奪い去った「長時間労働」に対して、その悪害を厳しく追及する取り組みを、時間がかかっても進めなければならないと強く意識させられました。

■まとめにかえて

現在の困難な時代だからこそ、「誰もが、楽しく幸せに生きていく権利の実現」を見失うことなく追求していかなければならないと思います。最後に自分の健康・背活をチェックポイントを提起しておきます。

1. 人生を楽しみ、自然の恵みや人類の生み出した文化を享受できているか。

うまいものを食べ、きれいな空気を吸い美しい木々の緑を味わい、時には音楽会や美術館やスポーツ観戦にでも出掛けるような生活。

2. 自己変革と発達をしているか。

人と付き合ったり、本を読んだり、映画を見たりしながら去年より少しはましな人間になったかと思うこと。

3. 家族や仲間の一員として、悲喜を分かち合い、お互いの成長を保障しあっているか。

人は一人で生きているのではない。家族や仲間の中で生きているのにそのことを忘れやすい。家族や仲間を必要とし、逆に家族や仲間から必要とされていても、意識した努力がなければ人間同士の関係は急には作れない。家族であるならなおさらのこと。「家族のため」という思いは、「お金を運ぶ」ことだけでは通じない。時間と自分を運ぶことがなければ。

4. 快適に働いているか

労働し、何かを生み出すことは喜びである。いい仕事がしたいし、人に喜んでもらいたいし、世の中の役に立ちたい。働く権利を行使するために健康でありたい。

5. 社会の一員として働いているか

一人ひとりに人間が生活しやすく、住みやすく、働きやすく、人間らしく生きられるような社会を創り出すためには、町内会活動、ボランティア活動、保育園や学校での親としての活動を。

東海銀行(現UFJ銀行) 松井労災闘争

**かけつけた同僚に対して被災者・松井は
「寝かせてくれ」、「医者を呼んでくれ」
と言ったきりもう二度と声を発しなかった**

東海銀行は、1989年(平成元年)3月13日付けで、故松井さんが発症日当日の様子を、意見書として名古屋北労基署に提出しています。その内容は以下のとおりです。

■発症当日の状況

(銀行の「意見書」より)

死亡労働者の氏名：松井靖夫

死亡労働者の生年月日：昭和19年10月15日

死亡年月日：昭和62年10月14日

- ア. 発症前日は、勤務振りににおいて特に変わったことはなかった。
- イ. 発症当日の朝、直接セントラル病院に出向いてのCTの検査を受けてから、午前11時頃ローンセンターに出勤した。
- ウ. その後、午後5時10分頃、帰ろうとしていた時(机の上に書類はなくきれいに片づけていた)に、被災者宛に電話が入り、相手と話し中に電話が切れたため、こちらから電話をかけ直して再度話し中に突然発症したものである。
- エ. 話の内容は全く分からないが、特に大声でやり合うようなこともなく、日頃の話し振りと変わらなかった。
- オ. 発症の時刻は、午後5時15分頃であった。
- カ. 被災者は、発症時自席の机の上に俯せになり、話し中の受話器を上司の村上調査役の方に突き出したので、村上調査役は受話器を引き取り、事情を説明して電話を切った。
- キ. 一方、かけつけた同僚に対して被災者は「寝かせてくれ」「医者を呼んでくれ」と言ったきり、もう二度と声を発しなかった。
- ク. 同僚の河口調査役が、被災者を抱きかかえて、すぐそばにある椅子に寝かせた。その時、被災者がネクタイに手を伸ばそうとしたので、河口調査役がネクタイをゆるめてやった。
- ケ. また、同僚が医師(主治医の三浦医師)に電話したところ「近くの医者へ」ということであったが、村上調査役が再度電話して、状況を説明したところ「ニトロを飲ませるしかない」ということになり、ニトロを探したが見つからなかった。
- コ. なおニトロを探す一方で救急車の手配もした。同時に被災者の奥さんにも電話した。
- サ. またこの頃、被災者の方を見ると、顔が紫色に腫れ上がり、痙攣を起こしていたこともあって、とても素人が手を出せる状態でなかった。
- シ. この頃が午後5時20分～25分であった。

ス。救急車は午後5時35分～40分頃に到着した。救急隊の人は「瞳孔が開いている」といって首を振っていたが、酸素ボンベを持ってきてマッサージと酸素吸入を始めた。

セ。その頃、被災者の奥さんから電話があり、「被災者を連れていくな中村日赤（名古屋第一赤十字病院）に連れて行ってくれ」とのことであった。

ソ。午後6時頃、被災者の奥さんが子どもさんを伴ってローンセンターに到着した。

タ。午後6時18分頃、江口病院の江口医師が到着、死亡時刻は午後6時20分ということになった。

以上の経過のとおり突然発症し、なすすべもないまま、被災者は死に至ってしまったものと思われる。

■今、UFJ銀行では・・・

「食事に行く時間がない」「休憩がとれない」という実態が続く中で、UFJ銀行は本気になって行員一人ひとりの健康管理を考えているのでしょうか。

14年前に、東海銀行ローンセンターで亡くなった松井靖夫さんの奥さんは、「二度と夫のような労災死を出さないで欲しい」と、最後まで訴えてきました。

東海銀行（現UFJ銀行）はこの訴えを真摯に受け止めませんでした。

2001年11月、奥さんは子どもさんを残して病気でなくなりました。その後の要請でも、UFJ銀行は「意見書は撤回しない。裁判で決着をつける」として、話し合いをも拒否しています。

松井労災闘争を支援する会は、ご遺族とともに、奥さんの意志であった「二度と労災死を出さない職場」、「謝罪などを要求」しています。

さらに、東海銀行の諸規定から明らかになったことは次のとおりです。

- (1) 労働安全衛生委員会の規定がありません。
- (2) 労働安全衛生委員も決まっていません。
- (3) 毎月1回の委員会も開催されません。
- (4) 各職場では、職場の湿度や温度などを記録している・・・その都度
- (5) 東海銀行では、銀行と職員組合の中央執行部とで、年1回厚生委員会が開かれています。各職場では開かれていない。
- (6) 昭和44年～昭和45年の腱鞘炎多発の時も、厚生委員会が開かれ中央執行部と銀行との話し合いで決められ、各職場で労働者の安全について話し合われたことは無い。

■労基署、「金山支店」を監督（支援する会から報告事項）

2002年3月20日、銀産労組・愛知県支部が愛知労働局へ申告しました。

申告内容は、①1月15日の銀行合併以降、昼食休憩が就業規則で決められたとおりに与えられていない。②システム研修のため長時間労働をさせられており、不払い残業がある。の二点です。その後、5月14日、UFJ銀行早朝宣伝行動の後、4名で愛知労働局を訪ねました。

①「サービス残業」「昼食休憩」「勤務記録簿」で不十分な点が認められたので、追加資料の提出を求めた。

- また、労働安全衛生委員会についても労働局で尋ねました。その結果、
「衛生委員会は、常時50人以上の従業員が在籍する支店では、衛生委員会を設けて、
毎月1回以上開催する」

これら、銀産労が愛知労働局に申告した内容は、松井さんの要求と一致していますので、今後も連携を強め協同で宣伝も運動も進めることを確認しました。

■UFJ銀行の対応・動きについて（銀産労の話）

特に統廃合以降の昼食休憩について全店調査（一人一人について）が行われています。これは団体交渉において、銀産労が、「全店調査」を要求したことに基づいて実施されています。前回の交渉では、6月の給与で差額を支払うよう準備しているとの回答でした。支店によっては、1月からの時間外記録簿をコピーして、各自に渡して調査している支店もあります。

金丸人権ニュース → 《ホームページ版》 <http://kr-mamoru.hoops.ne.jp/>

6月21日、金丸さんを支援する会は、ゆたか福祉会に対し、次の三点を申し入れしました。

- 7 -

近藤さんの裁判を支援する会、 第6回総会開催

5月16日、午後6時30分から労働会館にて、第6回総会が開催されました。参加者は50名超え、情勢報告、弁護団報告、最高裁での闘いのポイントなど討議されました。

■情勢報告

4月26日の名古屋高裁での判決は、「保険金は、びた一文遺族に支払わなくてよい」という、被告・住友軽金属の主張を全面的に認める不当判決でした。

一方、同じ住軽金を被告とする川本裁判（原告は、川本、松本、荒木の三氏）は、4月24日、一審判決を支持して保険金は遺族補償にあることを認める内容でした。団体生命保険裁判でも、これら二つの判決は、ねじれた形になりました。さらに、名古屋地裁のスミケイ運輸の園山・高野裁判も原告の主張を退ける不当な判決でした。

保険金詐欺ともいえる企業を許すことはできません。

近藤裁判は最高裁へ上告、川本裁判は住軽金が即日上告したため原告3名も、上告し、闘いは、最高裁へ移りました。

■弁護団報告

弁護団を代表して、水野弁護士から報告がありました。

近藤訴訟控訴審判決について（弁護士 水野幹男）

1. 判決の内容

- ① 保険金受取人の指定部分の無効・・・認めない。受取人は保険契約の重要部分
- ② 公序良俗違反による受取人指定部分の無効
不労な利得はない。大株主としての地位の濫用。契約申込書の解釈。
- ③ 保険金の全部もしくは相当部分の支払いの合意
契約申込書の解釈の誤り。
- ④ 信義則上の引渡義務について
1953年以降の行政指導の解釈の誤り。

2. 評価

団体定期保険の歴史と趣旨・目的に対する無理解

3. 上告審の論点

- ① 団体定期保険の歴史から説き起こして、団体定期保険の趣旨・目的を明らかにする。
- ② 住友軽金属の締結していた団体定期保険とその運用の公序良俗違反を明らかにする。
- ③ 受取人指定部分の無効の主張
- ④ 信義則上の引渡義務

水野弁護士は、以上のように分析し、上告審（最高裁）での闘いポイントを次のように述べました。

「最高裁では、口頭弁論を開かせる闘いが重要である。最高裁判所は、同じ住友軽金属の団体定期保険契約において判例が分かれたことから、弁論を開かせる条件がある。口頭弁論をどのような内容で統一させるかは、今後の闘いの如何にかかっている。そして、最高裁判所の判断の示され方には、①上告棄却、②高裁判決を取り消して最高裁が判断する、③高裁判決を破棄して、高裁に差し戻す、の三通りである。

最高裁判所の闘いでも、当事者間で和解の機運が煮詰まれば、最高裁判所もしくは名古屋高等裁判所における和解による解決も可能となる。」

総会では、最高裁での勝利をめざして、支援活動を質、量ともに強めることを確認しました。また、6月13日には、東京・板橋に支援組織が結成されました。さらに新たな10万人署名運動、最高裁への定期的な要請行動、国連人権委員会やILOなど国際機関への働きかけも提起されました。

名称についても、現在の「おかしいぞ！『団体定期保険』近藤さんの裁判を支援する会」を、団体生命保険の民主化を含む、最高裁での闘いにふさわしいわかりやすい新しい名称に改めることも確認して総会を閉会しました。

名称は、

団体生命保険金を遺族に渡せ！

住軽金「団体生命保険」裁判を支援する会（仮称）

を考えていますが、創意ある名称の提案をお願いします。

東京で、団体定期保険裁判を支援する会結成

位置づけの高さに感激

土井 照雄

6月13日、東京板橋区で、団体定期保険の最高裁の闘いに勝利をめざす支援する会が結成されました。この集会には、当日は有事法制阻止の集会と重なり、股裂きとなりましたが、会場は満席となる62名が参加。名古屋からは、過労死弁護団・水野幹男弁護士、原告・近藤弘子さん、近藤裁判支援する会・原田事務局長、ぜん息過労死裁判で勝利した元原告・鈴木美穂さん、住軽金9争議代表・土井照雄の5名が参加。始めに水野弁護士が講演、近藤原告の訴え、原田氏の激励の挨拶、続いて板橋地区労連、各労組、民主団体の代表から決意表明がされました。さらに、全国健康センター、東京労連、弁護士、学者から次々連帯の挨拶があり、最後に、方針、役員体制とすばらしいアピールを採択しました。

この集会は、最高裁に向けて、闘いの意義の確認と力の結集にとって、大きな成果をあげました。また、これほど団体生命保険金の横取り事件が、人権や働くルール確立、生命保険事業にとっても重大な関わりを持ち、位置づけの高さと決意の高さに、感激と敬意を表したい。

二次会、三次会也大いに盛り上がったよ。

過労死ご遺族の近況

愛知健康センターに、2002年2月に過労死されたご遺族から、労災申請について相談がありました。センターでは、ご遺族の相談を受け、事務局員5名で労災申請についての留意点、アドバイスを行いました。そのご遺族から近況を綴ったメールを頂きましたので紹介致します。今後もご遺族へのご支援をお願い致します。

労働基準監督署の聞き取りがありました

Aです。近況報告をします。

5月27日、主人の死後、約3ヶ月弱でようやく監督署の聞き取りがありました。葬儀の直後からじっとしていられず、いろんな手続きを進め、申請自体を、一ヶ月以内で行っているのに、遅い遅いとは思いつつ、こんなものでしょうか？とてもお役所仕事の印象を受けつつも無事に終わりました。

結果は早くて半年、長くて二年と言われました。

自分なりに半年分の行動記録や主人の仕事の分かる資料、友人の証言などをまとめて提出してきました。

また、近いうちに、それら資料から帰宅時間を推測し、表にまとめてまた提出しに行く予定です。

過労死家族の会のみなさんが、メールで、裁判の判決について報告されている中、私の戦いはまだ始まったばかりです。

しかも、主人の亡くなる前の一ヶ月の残業時間の合計は130時間。全部残業時間と認められるわけではなさそうなので、ここから何十時間引かれると思うと認定基準の時間数を割り込むのではないかと少し不安ですが、こちらの主張を最大限認めてもらえるように頑張るつもりです。

Kさんにビデオをお借りする際に教えていただきましたが、大阪の過労死家族の会においては、手の空いている方が、裁判の傍聴に行くようにしているそうです。

皆で応援に行くなんて、本当にお互い心強いですね。

今まではわりと自分一人で何でもやれるという気でいて32才にもなりましたが、こんな事があってようやく、人は助け合って生きているんだということを実感しています。

昨日、部屋の模様替えをして、子供と3人の生活を立ち上げようと、気分を新たにしました。

私ももう少し余裕が出てきたら、他の方々の支援もできたらいいなと思います。

2002年東日本セミナー開催される

—— 16都道府県から171名が参加 ——

6月29日（土）～30日（日）、盛岡で開かれた東日本セミナーに、愛知から参加したのは、愛高教の坂さんと近藤裁判を支援する会の原田の2名でした。

「働く者の健康破壊の要因・背景と私たちの活動」と題した広瀬俊雄先生の記念講演は、パソコンを駆使し、豊富な資料を大型スクリーンで説明され、圧倒されました。

二日目の全体会で、最高裁で闘うことになった近藤裁判の支援を訴えて帰ってきました。

フランス・セネメン
県 労 連 と の
交 流 の 旅

健康保険共済組合本部での シンポジュームの報告

6月15日～24日、フランス交流の旅を実施しました。学習と交流を深め、今後の私たちの運動に大いに参考となる話を聞くことも出来ました。今回は、健康保険共済組合での交流を報告します。

フランスの労働条件と労災・職業病問題について

愛知健康センター 大池 昌平

最初に共済組合本部代表の紹介および挨拶があり報告に入る。

- フランスの社会保障のシステム
- 社会保障の歴史……フランス革命、レジスタンス闘争など。
1946年生産をあげる中で、労働災害の多発、このような中1947年に社会保障制度の充実に取り組み、フランス共産党の大臣が大きな役割を果たした。
- 四つの柱……保険金庫など。（基金が保険料納入と支払いの二つに分離独立）
- 管轄……厚生省（国）。健康保険組合には一人のディレクターと数名の副会長。
地方レベル……県単位28組合。地域に128組合。
- 役割……①医療費の払い戻、②出産の払い戻、③労災補償、④死亡の際の助成、
⑤障害者への助成

この他にこの機関がやっている活動としては、風邪、子ども、たばこ、アルコール中毒などの予防措置。

- 出産……前休暇10週間と後休暇6週間は、賃金の64%支払い。
男性には2002年1月から育児休暇の支払い（3ヶ月以内）
経営者がプラス3日間の支払い負担。総賃金の84%支給。このため積立金はなく、ほぼ100%近い保障となっている。
- フランスの人口の中には失業者や、月収490ユーロ（約5.7万円）以下の低賃金労働者が多いが、これらの人達にも保障される制度がある。また、これらの人達からの健康保険料や共済組合費の徴収はしない。

- 医療費（薬代も含む）は20ユーロ（約2,400円）まで一旦納めて払い戻しする。
- 高額医療費の減免は健康保険組合が本人の収入状況などを判断して決める。
- 2000年に高齢者の無料予防接種を、65歳以上から60歳以上に引き下げ。
- 労働者の病気やケガの場合の保障期間の制限は最高3年間、それ以後は障害者として勤務年数などの実績に基づいて定年まで保障。60歳以後は、老齢年金で死亡まで保障。
- 労災・職業病などの保障の積立金は、会社や公社などが行う。
- 母性保護……84%（出産の場合）96%の手取り。
- 病気の場合は、医師の診断の結果が基金に報告され、3ヶ月間の平均月収で決まる。総収入の60～65%の保障（電力労働者の場合は100%保障）
- 労災事故・職業病の保障はそれぞれ96%保障。
- 労災認定の申請は、
 - ① 労働が出来るかどうか、労働者の訴えを信用する。
 - ② 労災・職業病の認定は、医師の医学上の証明が必要。（57種類の基準）
57種類の基準だけでは認定できない。最終的には力関係で決まる。
（例）アスベストがどこで使用されたかなど、科学的調査に時間がかかる。
- 労災補償の基準……後遺症が残る場合は、軽度＝一時金、重度＝年金
（軽度＝身体の10%以下、重度＝10%以上）
- 労災事故の多発は、保険料が高くなるため刑事裁判になる。
- 裁判になった場合は、認定されるまで65%が保障される。
- 死亡した場合、3ヶ月分の賃金を遺族に払い、以後家族手当基金で補助する。
- 夜勤・長時間労働を断ることができるか……力関係によって決まることが多いが、断った場合よい評価はされない。
- 労災認定機関の構成メンバー……労働者側8名、経営者側・学識者など8名。

教育現場の安全衛生管理体制の整備を求める通達
総務省が2002年1月に通達

総務省がまとめた「平成12年度の地方公共団体の勤務条件等に関する調査」によると、愛知県では自治体労働者「とりわけ教育委員会部局の整備」が遅れていることが明確になりました。

そこで、愛知県は、1月15日付で、市町村長宛に表記の資料と共に、体制整備を急ぐよう通達を出しました。これによると「労働安全衛生法等に定める基準を満たしていない団体については、法の趣旨を踏まえた上で、早急に体制を整備されるように」通知しました。

県内の教職員労働者は、早くからこのことを指摘し、当局に改善を要求してきましたが、県教育委員会と、市町村自治体は互いに整備の責任を押し付け合い、これまで放置してきた経過があります。2001年12月県議会で、堀一県会議員が取り上げ、総務市町村課長が責任を持って体制の整備を行うことの必要性と緊急性が裏付けられた結果となりました。

果となりました。

教育現場は、学校五日制の実施により、一日の労働密度が濃くなり、それに輪をかけ無定量の長時間労働を余儀なくされていると聞きます。行政の整備を待っている、労働者の安全も守れません。この通達を根拠に、市町村長に対して、法の整備と体制を早急に確立するよう働きかける必要があります。

これは、「皆さんの運動の成果です。」と、堀県議は指摘しています

苦しみの果てに見えてきたいのちの尊さ あなたにもきつと伝わるはずです

「経済大国」日本

その土台を支えた男たちの
誇りといのちが傷つけられている

映画「人として生きる」は、あやまれ、つぐなえ、なくせじん肺をスローガンに各地で立ち上がっているじん肺患者たちの四半世紀の闘いの中で製作されました。この撮影の最中にも多くの患者が亡くなつていきました。じん肺を宣告された時のおのき、発作への恐怖とその苦しみ、それを見つめる家族の辛さ、患者と家族の闘いの記録であり、文字とおりいのちの記録です。

劣悪な労働条件の中で労働者の命と健康が奪われる長い歴史があった。多くの犠牲と闘いの積み重ねのうえて患者たちはやむなく裁判闘争に立ち上がった。あくまでも責任を認めようとしないうる多くの企業、そして国民の命と健康を守るべき国の無責任な姿勢、発作の苦しみの中からたちあがる各地の患者と家族の姿が、観る者を突き動かす。

あまりにも知られていない「じん肺」の実態
驚きと怒りの映画製作

この国に「人権」はあるのだろうか

監督は、「日独裁判官物語」で司法の重みをおし日本社会の歪みをも浮き彫りにし高い評価を得たベテラン片桐直樹監督。撮影は、片桐監督とのコンビで多くの作品を送り出している山本駿。製作途中も、各地の原告の計報が相次ぎその深刻な実態に驚きと怒りを新たにせざるを得ない映画づくりとなった。

企画・製作にあつたのは、各地の「じん肺」訴訟原告団、弁護士、じん肺闘争を支援してきた労働組合を始めとした多くの団体と青銅プロダクションで構成した映画「人として生きる」製作委員会。

ILO(国際労働機関)・WHO(世界保健機関)は二〇一五年までに地球上からのじん肺根絶を各国政府に呼びかけている。そのためにはなによりも多くの人々に、じん肺を知ってもらうこと。この国の企業も政府も、生産と効率を優先させ、人のいのちと健康を軽視する政策を改めようとしていない現実を知ってほしい。

映画「人として生きる」製作委員会は、命と健康、人間の尊厳が守られる社会を共に創り出していく力にしようと呼びかけています。

●じん肺とは

人類最古にして今日でも毎年二二〇〇人を超える重症患者が認定されているという最大の職業病です。石炭、鉱山、トンネルなどの建設、造船をはじめとする製造業など多くの職場で発生しており、粉じんを吸い込むことにより起こる肺の病気です。人間の肺は、吸い込んだ粉じんを息と共に、あるいは痰として体外に出す機能があります。しかし、限界を超える粉じんを吸うと肺の中に溜まるようになり、肺は繊維化し、機能を失ってしまいます。繊維化した肺の機能はけつて治らず死に至るまで進行する不治の病です。

ヒューマン・ドキュメンタリー

人として 生きる

企画・製作：映画「人として生きる」製作委員会

監督・脚本・片桐直樹

撮影：山本駿

音楽：川本哲

ナレーション：山本圭

©2001映画「人として生きる」製作委員会



上映日 7月14日(日) サン笠寺：サンホール

特別鑑賞券 1,000円(6歳以上一律/当日1300円のところ)

お問い合わせ
お申し込み

052-871-5433 (愛労連)
052-353-1911 (建交労)

第1回上映/午後2時30分から
第2回上映/午後6時から

JR 東海「笠寺」駅徒歩3分

解説 川本事件とは

被告・住友軽金属、原告・川本さん、松本さん、荒木さんの三名。

1994年、原告三名の夫が在職中に病気で死亡。会社は、当時、全従業員に住友生命など、九社に6,120万円の団体定期保険をかけ保険金を取得しました。

2001年3月6日、名古屋地裁は「3,000万円を下らない保険金を引き渡さなければ、公序良俗違反になる」と指摘し、「原告らに遺族補償として…3,000万円をもって相当と認める」として、三人の原告に、「それぞれ1,700万円から2,100万円を支払え」という判決を下しました。2002年4月24日、名古屋高裁民事第三部は、この地裁の判決を全面的に支持する判決を下したものです。

被告住軽金は、不当にも上告し、現在川本事件は、近藤裁判と共に最高裁に上告し、保険金の横取りの人権侵害を止めさせる判決を求めています。

お知らせ

愛知健康センター第12期総会を下記の日程で開催します。積極的なご参加をお願い致します。

日時：2002年8月31日（土） 13：30受付開始

場所：労働会館 本館2階 会議室

内容：記念講演（14:00）

「最近の過労死・団体生命保険裁判から学ぶこと」 水野幹男弁護士
総会（15:00～17:00） 議案審議

懇親会（17:30） 居酒屋「叶」 会費3,000円

（希望者のみですが、多数の参加をお待ちしております。）

裁判などの日程

愛知健康センターが支援している、過労死認定訴訟などの法廷日程は、以下のとおりです。勝利に向けて、是非、傍聴をお願いいたします。

月 日	事 件 名 ・ 内 容	法 廷 な の 時 間
7月8日（月）	松井過労死裁判（損害賠償）	地裁 PM1:10
7月10日（水）	愛知製鋼・林裁判（損害賠償）	地裁 AM10:00
7月12日（金）	大同製鋼・吉川裁判（損害賠償）	地裁 PM1:10
7月16日（火）	名海運輸（労災損害）林裁判判決	地裁 1101号 PM1:10
7月17日（水）	スミケイ運輸・高野、園山裁判 （保険金引き渡し）	高裁 AM10:15（傍聴不可）
8月6日（火）	大同製鋼・吉川裁判（和解交渉）	地裁 PM4:00（傍聴不可）